平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令 の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	執行予定年限	備考
電気料	契約職 総合技術セン ター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸 町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	19,532,057	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	通年の実施 額が下半期 に基準額 (100万円)を 超えたもの
電気料	分任契約職 下久保ダム 管理所長 古畑 勝政 (埼玉県児玉郡神川町)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	約事務処理要領第4条第2項第一	-	5,670,888	1	,	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 沼田総合管 理所長 青木 美樹 (群馬県沼田市上原町)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸 町)	約事務処理要領第4条第2項第一	1	14,911,076	1	,	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 千葉用水総 合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため、(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	545,706,338	-	,	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	東京電力(株) (埼玉県熊谷市筑波)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため、(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	67,983,764	-		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 群馬用水管 理所長 細山田 真 (群馬県前橋市古市町)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため、(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	64,828,505	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
複写機保守料	分任契約職 群馬用水管 理所長 細山田 真 (群馬県前橋市古市町)	平成22年4月1日	リコー販売㈱群馬支社 (群馬県前橋市元総社 町)	かつ著し〈不利であるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第二号)	-	2,000,084	1	1	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成23年度	"
電気料	分任契約職 草木ダム管 理所長 小笠原幹生 (群馬県みどり市東町)	平成22年4月1日	東京電力(株)太田営業所(群馬県太田市東本町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一長)	-	9,622,465	-	,	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電子複写機保守及び消耗品等の供給に関する契約	分任契約職 草木ダム管 理所長 小笠原幹生 (群馬県みどり市東町)	平成22年4月1日	富士ゼロックス群馬 (株) (群馬県高崎市問屋 町)	複写機の保守等の契約を製造業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	1,462,135	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成22年度 (移行済)	"
電気料	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口粟野)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸 町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一年)	-	4,374,198	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"

電気料	分任契約職 利根川下流総合管理所長 村尾 浩太	平成22年4月1日			-	48,547,812	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予	平成23年度	"
	(茨城県稲敷市上之島)		囲丁)	約事務処理要領第4条第2項第一 是)					定		
デジタル複合機賃貸借	分任契約職 利根川下流 総合管理所長 村尾 浩 太 (茨城県稲敷市上之島)	平成22年4月1日	富士ゼロックス茨城 (株) (茨城県水戸市城南)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第三号)	-	1,938,856	-		約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成25年度	"
電気料	分任契約職 荒川ダム総 合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久 那)	平成22年4月1日	東京電力(株) (埼玉県熊谷市筑波)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	17,545,459	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	契約職 中部支社長 丸 山和彦 (愛 知県名古屋市 中区三 の丸)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一品)	-	7,219,697	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	44,709,485	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
複写機賃貸借及び保守	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	富士ゼロックス愛知東 (株) (愛知県岡崎市康生通南)	を締結しており、本機器を継続して	-	4,864,427	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成22年度 (移行済)	"
電気料	分任契約職 岩屋ダム管 理所長 加藤 宏基 (岐阜県下呂市金山町卯 野原)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一品)	1	5,345,155	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	分任契約職 木曽川用水総合管理所長 小川 亘 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一品)	-	475,680,716	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	II.
デジタルカラー複合機保守	分任契約職 木曽川用水 総合管理所長 小川 亘 (愛知県稲沢市祖父江町 馬飼寺東)	平成22年4月1日	コニカミノルタビジネス ソリューションズ(株) (愛知県名古屋市中区 栄)	複写機の保守等の契約を製造業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	1,427,458	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成22年度 (移行済)	II
電気料	分任契約職 長良川河口 堰管理所長 高橋武彦 (三重県桑名市長島町十 日外面136)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1年)	-	34,445,740	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	II.
電気料	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐阜 県揖斐郡揖斐川町開田 448)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一年)	-	13,802,434	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"

電気料	分任契約職 味噌川ダム 管理所長 落井 康裕 (長野県木曽郡木祖村)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため、(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	8,745,267	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分仕契約職 木津川タム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈	平成22年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区中 之島)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	19,427,605	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	分任契約職 木津川タム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	11,870,334	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	分任契約職 日吉ダム管 理所長 小野寺 直 (京都府南丹市日吉町)	平成22年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	6,735,464	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	平成22年4月1日	関西電力㈱ (大阪府大阪市北区中 之島)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の暢達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	27,751,748	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
複写機(DCC400CP)保守	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	平成22年4月1日	富士ゼロックス京都 (株) (滋賀県大津市)	本機器は当該業者と保守単価契約 を締結済であり、当該業者以外の 者に履行させることが困難かつ著し 〈不利であるため。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条 第2項第二号)	-	1,408,157	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成23年度	11
複写機保守	分任契約職 琵琶湖開発 総合管理所長 佐々木 弘二 (滋賀県大津市堅田)	平成22年4月1日	(株)滋賀ウチダ (滋賀県大津市)	本機器は当該業者と保守単価契約 を締結済であり、当該業者以外の 者に履行させることが困難かつ著し 〈不利であるため。(物品等の調達 に関する契約事務処理要領第4条 第2項第二号)	-	1,155,170	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成25年度	11
電気料	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	中部電力㈱ (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	4,570,006	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
複写機保守料	分任契約職 川上ダム建 設所長 及川拓治 (三重県伊賀市阿保)	平成22年4月1日	リコージャパン(株) (三重県四日市市新 正)	複写機の保守等の契約を製造業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	2,106,016	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成25年度	"
電気料	分任契約職 丹生ダム建 設所長 荒谷慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	関西電力(株) (大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一長)	-	5,262,209	-	-	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
複写機保守料	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	リコージャパン(株) (香川県高松市東ハゼ 町)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	1,591,210	-	-	約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成24年度	II

電気料	分任契約職 池田総合管 理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市丸の 内)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため、(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	- 2	25,249,906	- -	平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電子複写機保守料外	分任契約職 池田総合管 理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	富士ゼロックス四国 (株) (香川県高松市磨屋 町)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	2,136,076		約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成24年度	"
電子複写機保守料	分任契約職 池田総合管 理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	(株)ミヤザキ (愛媛県四国中央市三 島中央)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	1,129,092		約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成24年度	II.
電子複写機保守料	分任契約職 池田総合管 理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	(株)金剛 (徳島県徳島市新内 町)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	3,012,873		約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成24年度	II
電気料	分任契約職 香川用水管 理所長 石村 忍 (香川県仲多度郡琴平 町)	平成22年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	- 1	10,504,696		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
事務所電気料外	分仕契約職 旧吉野川河 口堰管理所長 太田 隆 雄 (徳島県徳島市川内町榎 瀬)	平成22年4月1日	四国電力(株) (香川県高松市)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一是)	-	5,141,600		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	分任契約職 両筑平野用 水総合事業所長 岩本 逸郎 (福岡県朝倉市)	平成22年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央 区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一年)	-	8,292,100		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 朝倉総合事業所長 薬師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央 区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	11,082,367		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
電気料	分任契約職 筑後大堰管理所長 塩満 健一 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央 区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一年)	-	7,620,696		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	11
電気料	分任契約職 筑後川下流総合管理所長 笹 繁生(福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央 区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	- 28	35,340,148		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"
カラー複合機等保守料	分任契約職 筑後川下流 総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武 町)	平成22年4月1日	タイガー商工(株) (福岡県久留米市)	複写機の保守等の契約を当該業者 以外の者に履行させることが困難 かつ著し〈不利であるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要 領第4条第2項第二号)	-	3,255,763		約定期間が終了するまでの 間、随意契約を継続するも の	平成22年度 (移行済)	11

電気料	分任契約職 大山ダム建 設所長 新屋敷隆 (大分県日田市大山町)	平成22年4月1日	九州電力(株) (福岡県福岡市中央	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一長)		4,152,162	-		平成23年度内に契約手続 きを定め競争に移行する予 定	平成23年度	"	
-----	---	-----------	----------------------	---	--	-----------	---	--	-----------------------------------	--------	---	--

〔記載要領〕

- 1.本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4.「移行困難な事由」欄は、平成22年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成23年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成23年度)を記載すること。

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人水資源機構)

	11-3 /	1	1	T							
契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又 は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根 拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職 の役員 の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約に よらざるを 得ない場合 の根拠区分	備考
PC管継手部洗掘状況調査業務 (岐阜県加茂郡川辺町) 平成23年1月19日~平成23年3月 20日 測量業務	契約職 総合技術セン ター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成23年1月18日	(株)ダイヤコンサルタン ト関東支社 (埼玉県さいたま市北区 吉野町)	共同技術開発の成果手法による調査であり、共同技術開発者以外の者では調査が 実施できない。(工事請負契約の事務処 理要領第5条第4項第一号)	1,732,500	1,522,500	87.9%	-	共同技術開発の成果手法による調査であり、共同技術開発者以外の者では調査が 実施できない。	12	
平成22年度第一導水路及び第一 揚水機場の共同工事(房総導水 路) (千葉県香取市大字佐原口~大字 佐原木地先) 平成23年2月28日~平成23年3月 31日 その他の工事	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成23年2月28日		平成22年10月28日に関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一場水機場の共同工事に関する協定書」に基づき実施される共同工事について、同協定書第6条第2項により平成22年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)	160,177,400	160,177,400	100.0%	-	平成22年10月28日に関東農政局長との間で締結された「国営両総地区土地改良財産と水資源開発施設(房総導水路)との共有物件のうち第一導水路及び第一揚水機場の共同工事に関する協定書」に基づき実施される共同工事について、同協定書第6条第2項により平成22年度分の負担金の相応する部分の施行を委託するものである。	1	
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	(有)J.P.C (埼玉県さいたま市大宮 区)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	1,680,000	•	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	通年の実施 額が下半期 に基準額 (100万円)を 超えたもの
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	江藤アセットマネジメント(株) (東京都江東区)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	960,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
宿舎借上料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	個人	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	972,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	"
電話料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ(株) (東京都千代田区内幸 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。)(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,953,392	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
携帯電話料	契約職 副理事長 中條 康朗 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (埼玉県さいたま市桜木 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。)(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,915,787	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
携帯電話料	契約職 総合技術セン ター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。)(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,124,967	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
上下水道料	契約職 総合技術セン ター所長 上村寿一 (埼玉県さいたま市中央 区)	平成22年4月1日	さいたま市水道局 (埼玉県さいたま市浦和 区)	水の供給又は提供を受けるものであり、 競争を許さない。(物品購入等の契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	5,544,794	-	1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11

回線使用料(ビジネスイーサ)	分任契約職 沼田総合管 理所長 青木 美樹 (群馬県沼田市上原町)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存しない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,564,278	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	II.
電話料	分任契約職 沼田総合管 理所長 青木 美樹 (群馬県沼田市上原町)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。)(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一長)	-	1,292,084	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲(千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。)(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一長)	-	1,931,585	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
有料道路通行料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	(株)クレディセゾン (東京都豊島区)	同一使用区間における高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,281,550	-	-	高速道路等の利用料金は一律であり、各 カード会社とも年会費が発生しないことか ら競争の余地がない。	12	"
データ送受信用回線使用料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第 一号)	-	1,331,093	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
専用回線使用料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	回線の供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,837,937	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 千葉用水総合管理所長 福島 玲 (千葉県八千代市村上)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	2,437,210	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (埼玉県さいたま市浦和 区高砂)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,404,297	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (埼玉県さいたま市桜木 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,280,080	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水道料	分任契約職 利根導水総合事業所長 伊藤 保裕 (埼玉県行田市大字須加)	平成22年4月1日	行田市長 (埼玉県行田市駒形)	水の供給又は提供を受けるものであり、 競争を許さない。(物品購入等の契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	1,664,932	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 群馬用水管 理所長 細山田 真 (群馬県前橋市古市町)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,662,629	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 思川開発建設所長 進藤 裕之 (栃木県鹿沼市口粟野)	平成22年4月1日	東日本電信電話㈱ (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,723,535	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

電話料	分任契約職 利根川下流 総合管理所長 村尾 浩 太 (茨城県稲敷市上之島)	平成22年4月1日	東日本電信電話㈱ (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一	-	2,218,107		-	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話使用料	分任契約職 利根川下流 総合管理所長 村尾 浩 太 (茨城県稲敷市上之島)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,183,841	-	-	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
水道料	分任契約職 利根川下流 総合管理所長 村尾 浩 太 (茨城県稲敷市上之島)	平成22年4月1日	行方市長 (茨城県行方市麻生)	水の供給又は提供を受けるものであり、 競争を許さない。(物品購入等の契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	1,505,006	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 荒川ダム総 合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (新潟県新潟市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約していため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,977,095	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 荒川ダム総 合管理所長 松枝 修治 (埼玉県秩父市荒川久那)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,121,199		-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 霞ヶ浦用水 管理所長 髙橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛 渡)	平成22年4月1日	東京電力(株) (東京都千代田区内幸 町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	194,354,832	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 霞ヶ浦用水 管理所長 髙橋 定行 (茨城県かすみがうら市牛 渡)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,819,955	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	契約職 中部支社長 丸 山和彦 (愛 知県名古屋市 中区三 の丸)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (愛知県名古屋市千種 区今池)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,764,548	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
ETC利用料	契約職 中部支社長 丸 山和彦 (愛 知県名古屋市 中区三 の丸)	平成22年4月1日	(株)クレディセゾン (東京都豊島区東池袋)	同一使用区間における高速道路等の利 用料金は一律であり、各カード会社とも年 会費が発生しないことから競争の余地が ない。(物品等の調達に関する契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	1,040,000	•	-	高速道路等の利用料金は一律であり、各 カード会社とも年会費が発生しないことか ら競争の余地がない。	12	"
職員宿舎借上料 (世帯用1戸)	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	(株)ニッショー 知多営業 所 (愛知県半田市泉地)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	816,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
職員宿舎借上料(世帯用1戸)	分任契約職 愛知用水総 合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	(株)リッチライフ丸豊半田 事務所 (愛知県半田市花園町)	新規の宿舎借上については、その都度利便性、経済性を考慮し、物件調査を行った上で機構に最も有利な物件を契約している(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	807,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定され る賃貸借契約である。	5	"
電気料	分任契約職 愛知用水総 合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市熱田 区横田)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第1号)	-	47,464,215	-	-	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

携帯電話料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,676,754	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
ETC利用料	分任契約職 愛知用水総合管理所長 小酒井 徹 (愛知県愛知郡東郷町)	平成22年4月1日	(株)クレディセゾン	同一使用区間における高速道路等の利 用料金は一律であり、各カード会社とも年 会費が発生しないことから競争の余地が ない。(物品等の調達に関する契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	1,072,270	-	-	高速道路等の利用料金は一律であり、各カード会社とも年会費が発生しないことから競争の余地がない。	12	"
電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株)名 古屋支店 (愛知県名古屋市千種 区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,864,454	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	II
専用回線使用料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明(愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	古屋支店	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	12,563,964	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 豊川用水総合事業部長 山本 英明 (愛知県豊橋市今橋町)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ (東京都千代田区永田町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,213,135	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 木曽川用水総合管理所長 小川 亘 (愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 通信設備を使用する必要があるため。(物 品等の調達に関する契約事務処理要領 第4条第2項第一号)	-	1,347,579	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電気料	分任契約職 三重用水管 理所長 米崎 文雄 (三重県三重郡菰野町大 字菰野字飛越)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に 電力供給を受ける必要があるため。(物品 等の調達に関する契約事務処理要領第4 条第2項第一号)	-	8,628,122	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 長良川河口 堰管理所長 高橋武彦 (三重県桑名市長島町十 日外面136)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,358,098	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
事務所電気料外	分任契約職 阿木川ダム 管理所長 小川 浩 (岐阜県恵那市東野字花 無山)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,132,814	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
水位計・地震計データ送信等回線 使用料	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐阜 県揖斐郡揖斐川町開田 448)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,081,547	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
平成22年度光ファイバ心線賃貸借	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐阜 県揖斐郡揖斐川町開田 448)	平成22年4月1日	中部テレコミュニケー ション(株) (愛知県名古屋市中区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	840,000	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
徳山ダム管理所ゴミ収集運搬及び処分	分任契約職 徳山ダム管 理所長 日野 浩二(岐阜 県揖斐郡揖斐川町開田 448)	平成22年4月1日	(有)岐北清掃社 (岐阜県本巣市根尾水 鳥)	当事務所所在地における事業一般廃棄物の収集運搬を実施する許可業者が1社しかなく、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,436,000	-	-	地方公共団体との取り決めにより、契約 の相手方が一に特定されているもの。	4	n.
特定通信回線使用料	分任契約職 味噌川ダム 管理所長 落井 康裕 (長野県木曽郡木祖村)	平成22年4月1日	東日本電信電話(株) (東京都新宿区西新宿)	通信回線については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,133,504	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	II

				No. (4-40)				1	1		
電気料	分任契約職 木曽川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	中部電力(株) (愛知県名古屋市東区 東新町)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	1	1,712,016	-	-	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
事務所賃貸借料	分任契約職 木曽川水系連絡導水路建設所長 柳川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)アクティ (岐阜県岐阜市都通)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	6,930,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
事務所駐車場賃貸借料	分任契約職 木曽川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)出倉商店 (岐阜県岐阜市宇佐)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	924,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
借上宿舎賃貸借料	分任契約職 木曽川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	積和不動産中部(株) (岐阜県岐阜市金町)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	951,300	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
借上宿舎賃貸借料	分任契約職 木曽川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	(株)ソシエ (岐阜県岐阜市西荘)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	978,900	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
借上宿舎賃貸借料	分任契約職 木曽川水系 連絡導水路建設所長 柳 川 晃 (岐阜県岐阜市)	平成22年4月1日	松久昭司 (岐阜県岐阜市市橋)	賃貸借契約の継続であり、本契約者以外 との契約はできない。(物品等の調達に関 する契約事務処理要領第4条第2項第一 号)	-	1,080,000	-	-	場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約である。	5	"
光熱費	契約職 関西支社長原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	(株)セイワビジネス (大阪府大阪市中央区)	本件光熱水料については、事務所が入居しているビルにおける使用に係るものであるので、本契約者以外との契約はできない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,765,169	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
電気料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	46,220,986	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	契約職 関西支社長 原 稔明 (大阪府大阪市中央区)	平成22年4月1日	西日本電信電話㈱ (大阪府大阪市中央区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,266,974	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
ガス料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	名張近鉄ガス(株) (三重県名張市桔梗が 丘)	ガスの供給については、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,907,011	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	5,278,182	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコ モ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,428,815	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ(株) (東京都千代田区内幸 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,782,900	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11

	八年初45晚 上海世界,		I	北の供外互は担供を受けてものでも り	1	1			ı		
水道料金	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	名張市水道局 (三重県名張市鴻之台)	水の供給又は提供を受けるものであり、 競争を許さない。(物品購入等の契約事務 処理要領第4条第2項第一号)	-	1,447,191	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11
平成22年度浄化槽汚泥搬出処理 業務	分任契約職 木津川ダム 総合管理所長 神矢 弘 (三重県名張市下比奈知)	平成22年4月1日	名張環境事業協業組合 (三重県名張市西田原)	木津川ダム総合管理書等における浄化槽の汚泥搬出処理を行う業者である。 上記業者は名張市における一般廃棄物 収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可業 者であり、また、名張市が指定する唯一の 業者であるため、(物品等の調達に関する 契約事務処理要領第4条第2項第一号)		1,113,600	1	-	地方公共団体との取り決めにより、契約 の相手方が一に特定されているもの。	4	11
電気料	分任契約職 一庫ダム管理所長 青井 保男 (兵庫県川西市一庫)	平成22年4月1日	関西電力(株) (大阪府大阪市北区)	通信設備等に対し、安定的かつ継続的に電力供給を受ける必要があるため。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,161,986	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
	分任契約職 日吉ダム管 理所長 小野寺 直 (京都府南丹市日吉町)	平成22年4月1日	大堰川漁業協同組合 (京都府南丹市日吉町)	水質保全及び湖面の有効活用等について、大堰川漁業協同組合と日頃から協働して湖面管理を行っている。同域は日吉ダムを含む大堰川流域に対し、漁場の利用に関する施設等を設置しており、またダム周辺の地形にも精通し、常時ダム貯水池の巡視を行っていることから、より安全な作業が実施でき、出水により流入した流木等の搬出作業の迅速な対応が可能であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	4,412,625	-	-	水質保全及び湖面の有効活用等について、大堰川漁業協同組合と日頃から協働して湖面管理を行っている。同漁協は日吉ダムを含む大堰川流域に対し、漁場の利用に関する施設等を設置しており、またダム周辺の地形にも精通し、常時ダム貯水池の巡視を行っていることから、より安全な作業が実施でき、出水により流入した流木等の搬出作業の迅速な対応が可能であるため	12	n
電話料	分任契約職 丹生ダム建 設所長 荒谷慶太 (滋賀県長浜市余呉町)	平成22年4月1日	KDDI(株) (東京都新宿区)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,835,841	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
事務所電気料外	契約職 吉野川局長 藤田 乾一 (香川県高松市天神前)	平成22年4月1日	日生開発(株) (香川県高松市朝日町)	本件光熱水料については、事務所が入居 しているビルにおける使用に係るものであ るので、本契約者以外との契約はできな い、(物品等の調達に関する契約事務処 理要領第4条第2項第一号)	ı	1,259,480	,	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	II
電話料	分任契約職 池田総合管 理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	9,046,204		-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
携帯電話料	分任契約職 池田総合管理所長 工藤 勝弘 (徳島県三好市池田町)	平成22年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティドコモ (東京都千代田区永田 町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	1,641,402	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 香川用水管 理所長 石村 忍 (香川県仲多度郡琴平町)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,330,140		-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 朝倉総合事業所長 薬師寺 公文 (福岡県朝倉市上秋月)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	2,310,292	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
電話料	分任契約職 筑後川下流 総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	西日本電信電話(株) (大阪府大阪市中央区 馬場町)	電話料については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択し、契約している。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,104,380	-	-	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	11

専用回線使用料(県内)	分任契約職 筑後川下流 総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)		(大阪府大阪市中央区馬場町)	通信回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択しているが、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品購入等の契約事務処理要領第4条第2項第一号)	_	3,996,452	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"
専用回線使用料(県外)	分任契約職 筑後川下流 総合管理所長 笹 繁生 (福岡県久留米市安武町)	平成22年4月1日	ケーションズ(株)	通信回線については、各々の使用実態に即した機構にとって最も有利な商品を選択しているが、当該地域の中では、競争が存在しない。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)	-	3,180,702	ı	電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役 務について、供給又は提供を受けるもの。	8	"

〔記載要領〕

- 1.本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4.「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」 ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(口)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
八 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若し〈は水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(川)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(^)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12